

# 償却資産申告書等の様式が変わります

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」等により、様式等が統一化されることとなったため様式を変更します。

新様式での申告にご協力をお願いします。

## ●変更の時期

令和8年1月5日以降に申告する分から変更（過年度分も含む）

## ●申告書の主な変更点

### ■記入欄の新設

- ・ **3 公簿上の住所又は所在地**、 **4 公簿上の生年月日又は設立年月日**  
⇒法人の場合は登記上の情報を記入、個人の場合は住民登録の情報を記入
- ・ **20 資産の増減なし**  
⇒所有資産に前年1月2日～今年1月1日に変更（資産の増減、取得価額や耐用年数の訂正など）がなかった場合に
- ・ **21 該当資産なし**  
⇒事業用資産を所有していない場合に
- ・ **22 課税標準の特例名称**  
⇒課税標準の特例の適用がある場合に記入
- ・ **23 転出・廃業・解散・その他**  
⇒該当する場合にし、該当年月日を記入

## ●明細書の主な変更点

### ■全資産用、増加資産用、減少資産用が一つの様式に統合

### ■記入欄の新設

- ・ **異動区分**  
⇒1 増加、2 訂正、3 抹消、4 減少の異動があった対象資産に数字を記入
- ・ **元旦取得**  
⇒取得年1月1日に取得した資産の場合は「1」を記入

※会計システムやソフトの更新が間に合わない場合

必要事項を満たす旧様式での申告で差し支えありません。

バージョンアップ後に新様式への切り替えをお願いします。